

令和4年度 島根県認知症介護実践研修「実践リーダー研修」 開催要項

【1.目的】

ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を習得することを目的とします。

【2.主催】 島根県

【3.実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.研修日程】

| 内 容 | 期間 | 期 日 | 会 場 | 定員 |
|----------------|-----|--|----------|-----|
| 講義・演習 | 5日 | 7月13日(水)～7月15日(金) 7月21日(木)～7月22日(金) | 朱鷺会館大ホール | 28名 |
| 職場実習の課題設定 | 1日 | 8月18日(木) | | |
| 職場実習 | 4週間 | 8月19日(金)～10月31日(月)の内 4週間 | 各職場 | |
| 結果報告 職場実習評価 | 1日 | 11月29日(火) | 朱鷺会館大ホール | |

【5.受講対象】 次の①から⑤のいずれも満たしている方です。

- ① 認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」修了者であって、実践者研修受講後1年が経過している方。
 - ② 介護保険サービス事業所において、介護業務に※5年以上従事した経験を有しており、全日程出席可能な方。
※5年以上の基準日は受講申込締切日とします。
 - ③ 認知症高齢者の介護について積極的に学ぶ意欲があり、介護現場における認知症介護を実施するリーダー（介護主任、ケアワーカー長、ユニットリーダーなど）の立場にある方、又はその業務を担うことが予定されている方。
 - ④ 所属する施設・事業所において、4週間の職場実習時間を確保できる方。
※4週間の職場実習時間については、常勤職員の勤務形態を標準として課題を設定しているため常勤でない受講者についても、必ずこの実習時間を確保すること。
 - ⑤ 職場実習の実施にあたり、所属する施設・事業所が研修の目的・内容を理解し、積極的な協力が得られる方。
- ※ 本研修は、指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用の指定を受けようとする場合の要件として義務付けられています(平成18年3月31日付厚生労働省通知「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」) 別紙①参照

【6.研修内容】

- 講義・演習(5日間)、課題設定(1日) 職場内実習(4週間)、結果報告/職場実習報告会(1日)
- 詳細は別紙②カリキュラムをご覧ください。

【7.実習について】

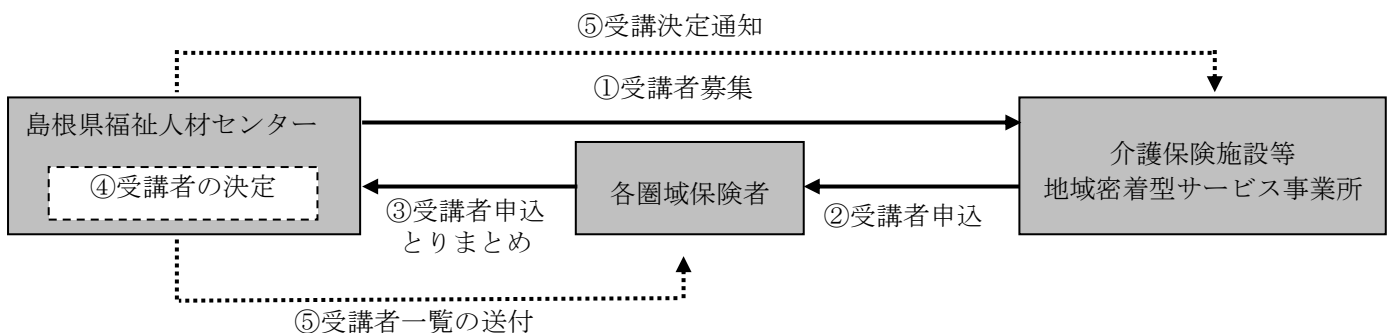
※ 別紙③参照（必ずお読み下さい）（詳細は研修の中で説明します）

【8.申込方法・受講決定】

① 受講申込書（様式第4号）により、各圏域の介護保険者にお申込ください。（FAX 不可）

添付書類： (1) 受講申込書（様式第4号 別紙①）「**実習協力承諾書**」
(2) 認知症介護実践研修「**実践者研修**」又は痴呆介護実務者研修「**基礎課程**」の
修了証書の写し

- ② 保険者は総括表（様式第2号 別紙）に取りまとめの上、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。（FAX 不可）
- ③ 事業所より複数申込される場合は、受講申込書に優先順位をご記入ください。ただし、定員を超過した場合は推薦者を優先とし、かつ事業所から複数申込があった場合は各事業所1名とし、抽選の上選考いたします。
- ④ 受講の可否については、研修日の1か月前頃までに各事業所に送付するとともに、保険者へ受講決定一覧を送付します。
- ⑤ 受講申込書（様式第4号）（様式第4号 別紙①）につきましてはホームページに掲載しております。



| 事業所から保険者への受講申込受付期間 | 保険者から福祉人材センターへの提出期限 |
|-----------------------|---------------------|
| 4月22日(金)～5月16日(月)【必着】 | 5月23日(月)【必着】 |

【9.受講料】

ひとり 23,000 円

- ① 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。開催日の一週間前までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）
- ② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、開催日の一週間前までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金致します。（手数料は事業所負担）

【10.修了証書】

- ① 研修修了者（全課程を受講した方）に対し、島根県知事名の修了証書を交付します。
- ② 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。また、（注1）研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合も修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。（緊急かつやむを得ない場合等については県と協議の上決定します）

- 注1 (1) 他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為。
(2) 研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
(3) 研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【11.その他】

- ① 研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- ② 昼食は 500 円（お弁当のみ・税込み）受付時に業者が弁当券を販売します。
- ③ 研修会場は室温調整が十分に出来ませんので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ④ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑤ 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する状況や、地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- ⑦ 受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑧ 感染症対策の一環として、マスク着用の上ご参加ください。

【12.問い合わせ先】

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内

島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／鬼村・原

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

【13.会場周辺図】

出雲「朱鷺会館」

出雲市西新町 2 丁目 2456-4



■JR 西出雲駅南口より徒歩 10 分